

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(離島等供給約款以外の供給条件)

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により申請を行った離島等供給特例承認申請書（電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(4)ロ(ホ)および別表2（燃料費等調整額の算定）(3)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入し、別表1（燃料費調整額の算定）(6)に定める基準単価、別表2（燃料費等調整額の算定）(1)ロに定める基準燃料単価および別表2（燃料費等調整額の算定）(2)ロに定める基準市場単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表1（燃料費調整額の算定）(4)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
a 定額制供給の場合		
(a) 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135.94	12.36

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの1機器につき	40.60	3.69
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1機器につき	81.21	7.38
100 ボルトアンペアをこえる1機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	81.21	7.38
(b) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	2.19	0.20
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	21.91	1.99
(c) 臨時電力		
契約電力 0.5 キロワットの場合 1日につき	11.52	1.05
契約電力 1 キロワット 1日につき	23.03	2.09
(d) 農事用電力 B		
契約電力 0.5 キロワットの場合 1日につき	20.73	1.88
契約電力 1 キロワット 1日につき	41.45	3.77
b 従量制供給の場合		
1 キロワット時につき	3.50	0.32

(2) 別表 2 (燃料費等調整額の算定) (3) に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき	1.80	0.16

(3) 別表1 (燃料費調整額の算定) (6)に定める基準単価

区分および単位	基準単価		消費税等相当額	
	円	銭厘	円	銭厘
イ 定額制供給の場合				
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A				
電灯				
10ワットまでの1灯につき	0.641		0.058	
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.282		0.117	
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.563		0.233	
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3.846		0.350	
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6.409		0.583	
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	6.409		0.583	
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	1.914		0.174	
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3.828		0.348	
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	3.828		0.348	
(ロ) 臨時電灯A				
1日につき				
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.052		0.005	
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.103		0.009	
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.103		0.009	
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.033		0.094	
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.033		0.094	
(ハ) 臨時電力				
契約電力1キロワット1日につき	1.086		0.099	
(ニ) 農事用電力B				
契約電力1キロワット1日につき	1.954		0.178	
ロ 従量制供給の場合				
1キロワット時につき	0.165		0.015	

(4) 別表 2 (燃料費等調整額の算定) (1) ロに定める基準燃料単価

区分および単位	基準燃料 単価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 銭厘 0.177	円 銭厘 0.016

(5) 別表 2 (燃料費等調整額の算定) (2) ロに定める基準市場単価

区分および単位	基準市場 単価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 銭厘 0.149	円 銭厘 0.014